

## 証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび、当社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、平成 21 年 12 月 22 日をもって信託を終了（繰上償還）する予定ですので、投資信託約款の規定に基づきお知らせします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

野村短期国債ファンド（100～115 日の期日指定機能付）

### 2. 信託の終了の理由

当ファンドにおいて受益権口数が 10 億口を下回る状態が継続しているため、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了するものです。

### 3. 諸手続きについて

上記の信託の終了についてご異議のある受益者は、平成 21 年 7 月 13 日から平成 21 年 8 月 12 日までに、委託者である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間内にご異議のお申し出のあった受益者の当該投資信託約款に係る受益権の口数が、平成 21 年 7 月 13 日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、平成 21 年 12 月 22 日をもって信託を終了することを予定しております。

信託を終了することとなった場合、ご異議のお申し出のあった受益者は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社で受益者からの買取請求必要書類を受理した日の翌営業日の前日の基準価額とさせていただきます。）で、ご購入いただきました販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、平成 21 年 8 月 22 日から平成 21 年 9 月 11 日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

なお、信託を終了することとなった場合、平成 21 年 8 月 21 日以降の取得のお申込み分より、受付けを中止いたします。

以上

平成 21 年 7 月 13 日

東京都中央区日本橋一丁目 12 番 1 号  
野村アセットマネジメント株式会社